平成２３年（フ）第６９２１号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール302
債務者　永野佐代子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３８号
大阪府八尾市宮町６丁目６番53号
債務者　湖山　良子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４７号
大阪府池田市神田１丁目24番３号　サンパレス21池田306号
債務者　常城　直美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５２号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1011号
債務者　橋本　正光（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６５号
大阪府高槻市牧田町５番13―204号
債務者　谷口　眞澄
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００１号
大阪市東淀川区菅原２丁目３番21号
債務者　松岡　　睦
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１０号
大阪市東淀川区下新庄２丁目13番８号　ベルメゾンラフェー306号
債務者　佐藤　紀美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１４号
大阪府門真市島頭３丁目15番21号
債務者　五藤　千晶
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１５号
大阪市淀川区野中南１丁目６番12―217号
債務者　岡崎太一郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８１号
大阪市生野区巽中２丁目18番30号
債務者　中村貴博こと　康　　貴博
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８３号
大阪府豊中市曽根南町３丁目３番１―404号
債務者　山田　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８６号
大阪市住之江区北島３丁目10番４号、前住所大阪市住之江区北島１丁目４番22―108号
債務者　町　美由紀
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８７号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1108号
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９１号
大阪府吹田市片山町３丁目29番11号
債務者　比嘉　哲夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９２号
大阪市住之江区緑木１丁目３番２―1106号
債務者　中川　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９３号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ22―108号
債務者　織田　賢治
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９４号
大阪市旭区森小路１丁目９番９号　松寿園16号
債務者　増田　健二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部